

業務仕様書

2026～2028 年度課題別研修「持続性と強靱性確保のための防災（島嶼国）」に係る研修委託契約の参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国センター（以下「JICA 四国」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

本研修は、地震やそれに伴う津波及びサイクロン・ハリケーン等による洪水や土砂災害といった自然災害リスクの高い小島嶼国における行政官等の防災担当者を招き、地震・津波、洪水・土砂災害に対する国、地方自治体（県、市町村レベル）及びコミュニティによるハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災対策について、講義・視察・実習等を通じて理解し、研修成果の自国への応用について話し合い、帰国後の各国に適した防災対策の行動計画を作成することを目的としている。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2. 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

特定者は、歴史的に地震・津波、また、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害の被害の多い地域において防災推進センターを設置した実績があり、地震・津波や風水害に関する研究者・教育者とのネットワークを構築している。また過去の自然災害や今後発生が予想される南海トラフ大地震の研究、四国といった島の特性を踏まえた防災の啓発等を積極的に行っている。さらに、県や市町村、民間企業とともに産官学の連携による防災を推進し、ソフト・ハード両面での災害への備え、市民の防災意識啓発に貢献している機関である。

今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2026～2028 年度課題別研修「持続性と強靱性確保のための防災（島嶼国）」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：

「研修委託契約業務概要」（案）（別紙2-3）のとおり

(3)実施期間(予定):

2026 年度:2027 年 1 月 13 日から 2027 年 2 月 20 日まで

2027 年度:2028 年 1 月中旬から 2028 年 2 月中旬まで

2028 年度:2029 年 1 月中旬から 2029 年 2 月中旬まで

(4)契約履行期間:(予定)

2026 年度:2026 年 10 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日

2027 年度:2027 年 10 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日

2028 年度:2028 年 10 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2. 応募資格

(1)基本的要件:

1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程

(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- (中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2)その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

1)業務を遂行する法人としての能力を有すること。

2)業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3. 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認申請書の提出	提出期間	2026年8月6日(木)正午まで
	提出場所	JICA 四国 業務課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	電子メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2)審査結果の通知	通知日	2026年8月10日(月)まで
	通知方法	電子メール
(3)審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 四国 業務課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2026年8月14日(金)
	回答予定日	2026年8月20日(木)
	回答方法	電子メール

【提出書類】

1)参加意思確認書(様式1)

2)誓約書(様式2)

3)提出場所・メールアドレス

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

JICA 四国(担当:近藤 宏香) 電話:087-821-8826 Email: skictpr@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

・メール容量について

受信制限があるため、送付するメールの容量は20MB以下としてください。

・受信確認メールについて

JICA 四国では、提出された内容を確認のうえ、原則として24時間以内に受信確認メールを送付します(土・日・祝日を挟む場合は、翌営業日の17時まで送付します)。万一、確認メールが届かない場合は、JICA 四国までお問い合わせください。ただし、メール提出時刻から24時間以内のお問い合わせは原則として受け付けませんので、メールによる提出は余裕をもって早めに行うことを推奨します。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体の結成:共同企業体の結成を認めません。

以上